

## 大阪府立四條畷高等学校 部活動に係る活動方針

### 1. 部活動の目的

部活動は、学習指導要領において「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明記され、また、平成24年7月31日付け教委高第2149号「部活動の位置づけ及び教職員の含む上の取扱いの改定について（通知）」において、生徒の自主性と教職員の自発性に基づいて成り立つと明記されている。このことから、本校での部活動については、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとし、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とするとともに、その活動にあたっては、生徒・教職員の健康に十分留意した活動となるよう学校全体で取り組む。

### 2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

### 3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 平成28年12月7日教職企第1838号の趣旨を鑑み、平日から少なくとも1日、週休日から少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。
- (2) (1) の設定が対外試合等で困難な場合にあっても、その前後の月で調整するなど、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上休養日を設定する。
- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (5) 長期休業中については、部活動以外にも多様な活動を行えるよう連続した休養日を設定する。

### 4. 指導について

- (1) 部活動の指導にあたって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮した指導に努める。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等はもちろんのこと、教職員間で指導のあり方について情報共有を行うことで、生徒・教職員双方の意欲向上や自主的、自発的な活動が行われるよう学校全体で部活動の活性化に取り組む。

### 5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。